



射水の安全通信

～犯罪の起きにくい社会を目指して～

1 令和3年における富山県の刑法犯認知件数（暫定値）

	9月末現在	前年同期比
県内	3546	+84
当署管内	484	+248

2 射水警察署各交番駐在所の主要犯罪の認知件数（暫定値）

罪名\交番	駅みなみ	太閤山	下	大島	大門	新湊幹部	奈呉の浦	新南	射北
自転車盗（施錠有り）	1	1	0	0	0	1	0	0	1
自転車盗（施錠無し）	4	4	0	1	1	1	1	2	2
車上ねらい	1	1	0	1	0	2	1	1	1
器物損壊	6	1	0	1	1	5	6	1	4
侵入盗	8	3	1	2	11	3	8	6	2
万引き	113	25	0	6	3	79	5	76	1

3 状況等

県内の刑法犯認知件数は、昨年同期比で、+2.4%の増加傾向にあります。

県内では、住宅対象侵入窃盗（空き巣、忍込み、居空き）の認知件数が増加しています。

射水警察署管内においても、大島・大門・射北管内でそれぞれ侵入窃盗が発生しています。

クロスボウ

は
(通称：ポウガン)

所持禁止 になります!!



改正法や警察署への
持込みに関する詳細は
警察庁ホームページにて

<https://www.npa.go.jp/bureau/safetylife/hoan/crossbow/index.html>

銃刀法が改正され、クロスボウの所持が原則禁止・許可制となります。改正法の施行後、不法に所持した場合、罪に問われます!

(3年以下の懲役又は50万円以下の罰金)

※改正法は、公布の日から9か月以内に施行されます。



銃刀法の規制対象となるクロスボウとは、どのようなもの?

引いた弦を固定し、これを解放することによって矢を発射する機構を有する弓のうち、矢の運動エネルギーの値が人の生命に危険を及ぼし得る値以上となるものです。



自宅などにクロスボウを所持している場合は?

改正法の施行後6か月以内に許可申請をするか、警察に処分を依頼してください。(施行後6か月以内にこれらの措置を講ずれば、罪に問われません。)



具体的な処分方法は?

最寄りの警察署に直接持ち込んでいただければ、無償で処分します。(処分の依頼は施行前でも受け付けています。)



富山県警察・射水警察署